

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年10月24日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。それでは、前の方、どうぞ。

○記者 「エネルギーと環境」エネルギージャーナル社のシミズといいます。どうも御無沙汰です。

ちょっと東電の福島第一の汚染水問題で伺いたいのですが、委員長に。一つは、あれの海域への放流が一番適切だということをこれまで何度も言われているようですが、その前提としては、もう既にトリチウムだけではなくて、放射性物質が基準を超えるというような、そういうことをもう既に出されていますけれども、放射性物質が基準濃度を超えるとか、他の放射性物質も、そういうことはもう言われていますけれども、それで、タンクにある水の性質については、水の性状というか、これは放射性物質以外にも含めて、全て第三者がチェックするというような仕組みというのは現在あるのでしょうか。また、そういうことを規制委員会としては考えているということがあるのですか、どうですか。まず最初に、1点それを伺いたいのですが。

○更田委員長 御質問の趣旨というのは、貯留している状態の水がどういう状態にあるか。これは東京電力がどういう検査をしているかは、うちの検査官が見ているけれども、第三者機関が独自にそこをサンプリングして、どういう濃度にあるかという仕組みがあるというのは、私は承知はしていません。

○記者 それは承知していないということは、そういう規定なり規制はないということですか。

○更田委員長 貯留状態にある液体廃棄物がどういう濃度にあるかというのは、2点申し上げますけれども、貯留状態でどういう濃度にあるかというものを私たちは制限しているわけではありません。それから、第三者機関がチェックする、しないと、規制とは関係ありません、これも。

○記者 海域への放流ができるかどうかというのは、それは地元の同意とか、いろいろあると思うのですが、規制委員会がどこまでそれに及ぶかというのはいろいろあると思うのですが、要するに2年も3年もタンクに貯留された水を直接放流するというのに、

いわば安全のお墨つきというのをどういう形で出したらいいかどうかということをや
はり規制委員会も考える必要があるのではないかなということ、そういう質問をして
いるのですけれども。

○更田委員長 それは当然です。既にそういった議論はさんざんしてきていますので、検
討会等をよく御覧になっていただければと思います。

それから、貯留している処理済水を直接放流するなんていうことは、今まで議論に上
ったこともないし、選択肢の一つにも入っていないです。あくまで希釈放出だというこ
とを忘れないでいただきたい。したがって、貯留してある状態での濃度など、処分とは
無関係です。あくまで私たちが規制の対象とするのは、希釈後の濃度であって、当然、
海洋への放出がその方法として選択されたら、私たちはどのような濃度で放流されるか
というのは厳しく監視していくことになります。

○記者 希釈をするということですが、そもそも環境省傘下にある原子力規制委員
会であるならば、やはり工場排水とかそういう規制は厳しい規制がかかっているわけ
ですよね、工場とかそういう場合は。しかも、タンクの水はいわば死んだ水同然だろうと
思うのです。漁業関係者がやはり心配するのは風評被害や何かということだろうと思
うので、その辺をやはり規制委員会はもう少し前へ出て、その不安を払拭するような何
か対応というのはあってもいいのではないかなと思ったのですけれども。

○更田委員長 それは大変失礼ながら、質問されている方の勉強不足だと思います。液体
放射性廃棄物の放流に関しては、工場排水等と同様、ないしはそれ以上に規制を行って
きているし、別に放射性物質を含む水の海洋への放流というのは、福島第一だけではなく
て、再処理施設だろうと、原子力発電所だろうと行われていることです。当然、それ
に対して告示濃度制限を設けて、放流に対しては監視をしています。

したがって、必ずしも、何をお尋ねになっているのか理解できないのですけれども。

○記者 いや、だから、原子力規制委員会として、風評被害とか、そういうものを勘案し
てもっと前に出るべきではないかと。

○更田委員長 私たちは十分に前に出ています。

○記者 といいますのは、要するに2年も3年もタンクに貯めた水を希釈してでも放流した
という、放流するという事例はあるのですか。ないでしょう。

○更田委員長 何の事例のことをおっしゃっているのですか。

○記者 いや、だから、汚染水の、処理済汚染水ですが、そういう何百万トンとい
う水を、希釈したとしても、これまで放流したという実績は。

○更田委員長 放射性物質を含む水を希釈して放流することは、日常的に他の原子力施設
でも行われています。

○記者 いや、タンクに貯めてある水を。

○更田委員長 どこだってタンクに貯めてから行います。ちょっと勉強不足ですよ。よく
調べてから質問していただきたい。

○司会 それでは、次の御質問をお受けします。質問のある方は手を挙げてください。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカといいます。よろしくお願いします。

免震構造に使われているオイルダンパーの不正問題に関してなのですが、今日の委員会でも言及があったのですが、今のところ、原子力関連施設の安全上重要な施設等に使われていないということは確認を進められていると思うのですが、現状として、この問題を今、委員長としてはどのように見られていますかということをもっとも伺ってもいいですか。

○更田委員長 不正の内容そのものは悪質だと捉えていて、というのは、これまでもデータの改ざんといいますか、不正の事例というのは、ほかの機器でも見られたけれども、多くの場合は、顧客との、使用する側との間の発注仕様を満たしていないものを満たしているかのように偽造したケースはあったけれども、しかしながら、一方で、JISは満たしているとか、そういったケースと異なって、今回は大臣認定の基準すら外れているものを改ざんして、範囲内に乗っているように不正を行っているという、そういった意味で非常に悪質だと思っています。

一方、原子力施設に関して言うと、安全上重要な施設というのに使われている事例というのは、これまでのところ報告を受けていないし、今まで聞いているのでいうと、例えばBWRのスタック、排気塔なんかはダンパーを使うケースがあるのですが、ここは日立製のもので、今回伝えられたものは使われていない。

それから、今回不正があったものが使われているという、ないしはその可能性があるというのは、事例としていけば伊方の免震棟ではあるけれども、伊方の免震棟は、緊待所として使うことは四国電力は諦めて、別途剛構造の緊待所を設けるという形になっていますので、免震棟はあくまで四国電力が使えるときは使うという自主施設になっているので、基準適合であるとか、そういった意味での影響は出ていない。

一方、許可をまだ得ていない浜岡に関して言うと、ガスタービンを搭載した。これは中部電力としては、自主的によく考えてよかれと思ってやったことだと思いますし、免震構造の上に載せるという発想自体は、自主的な努力というか、安全性向上努力として認められるものではあるけれども、残念ながらそこに今回不正が伝えられているようなダンパーが使われていたということで、これは、そのままの構造をとるのであれば、交換等ということになるでしょうし、いずれにせよ、今、新規制基準に適合しているもの、ないしはその適合に向けて審査を受けているものの緊待所というのは、免震構造を諦めてというか、剛構造をとった方が適合に向けてふさわしいという各社の判断があって剛構造のものがとられているので、そういった意味では、ダンパーの不正の影響というのは出ていないということなんです。

ただ、いずれにしろ、今回の不正は、これまでのものと比較しても、こういうのを比

較して言うのはふさわしくないかもしれないけれども、悪質な不正であって、それに対しては、国交省も局長から通達が出て厳しい対処を求めていますので、規制委員会としては、引き続き、原子力施設への影響等について、問題があるようであれば対処をしていきたいと思っていますけれども。

○記者 その問題があった場合の対処というのは、仮にあった場合、見つかった場合はどういった対処になるのですか。

○更田委員長 どこに見つかるかですけれども、原子力施設というのは、基本的にほとんどは剛構造で耐震の形をとっているのです、免震構造のものというところと、ごく限られてくる。主なものとしては、中越沖の地震の教訓を受けて、免震棟というものがありますけれども、ただ、新規制基準適合に関して言うと、先ほど申し上げたように、免震棟を利用しているところというのはない。それから、先ほど申し上げたように、BWRのスタック、これは今まで聞いている限りでは、不正の疑いのあるものはそこで使われていないということなんです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

全く話題性のない質問で恐縮なのですけれども、定期検査の件でお伺いしたいのですが、定期検査において、要するに原子炉を止めている停止日数というものを震災前なんかのデータで見ますと、日米の比較で日本は平均約140、一方、米国は38日というデータも経産省の方から、昔なのですが、2008年、2007年ごろですが、出ております。

震災後はどうかというと、まだ日本においては9基しか動いていないので、正確にその数字をはじき出すことは余りフェアではないと思いますし、難しいのですが、ただ、ざっくりと実数だけで計算すると100日弱ぐらいの勘定になっております。

お伺いしたいのは、なぜこういうような日本の停止日数が多いのか。それから、今後は、これはとりもなおさず設備利用率につながってくるものかと思うのですが、その違いはどのようなものなのか。それから、今後、これを規制側としても、何かしら短縮して稼働率を上げるというような動きを見ていかれるのか。新検査制度は一部そういうところがあるかと思うのですが、ちょっと雑感をお伺いできますでしょうか。

○更田委員長 定期検査期間、要するに原子力発電所でいうと、止まっている期間というのをどう数えるかによるのですけれども、毎定検が何日かという数え方と、それから、定検を毎年にならしていったときに、1年当たりどれだけ止まっているか。

稼働率との観点からいえば、1年当たり平均的にどれぐらい定検で止まっているかという数え方をすると、日米の最大の違いは運転サイクル期間の違いがあります。日本の場合は、13か月、合格が出て1年に1回止めると。米国の場合は18か月サイクルや24か月サイクル、スペインなども24か月サイクル、割とアグレッシブに採用していますけれども、

そうすると、定検が2年に1回であるとか1年半に1回ですから、当然、1年当りに直せば定検期間が短くなる。稼働率が上がると。

稼働率を上げようとするときの手段の一つとしては、今申し上げたような長サイクル運転と、もう一つは、定検自体を短くやる。

規制委員会としては、稼働率を上げるというのは規制委員会の関心ではないのですね。これは推進側の関心事であって、かといって、推進側が非常に強い関心を持っていて、それを目指そうとするのならば、それが十分な安全のレベルを保って行われるかどうかは、私たちの役割として見るので、稼働率を上げるための技術動向等に関しては、当然、関心を持っています。

ただ、長サイクル運転というのは、なかなか簡単にはいかないというのは、例えば燃料というのは燃焼度の制限が決まっていて、あるところまで燃えたら交換しなさいという上限があります。この上限を一定に保ったまま長サイクル運転をやると、かえって取り出したときの平均燃焼度は下がることがあるのですね。というのは、12か月を4回今までやっていたのをとると、48か月と単純計算でやるとなるのだけれども、それを18か月で運転しようとする、2サイクル運転すると36で、3サイクル目には54になってしまって、もう以前よりも、以前の4サイクルより長くなってしまふから、十分に燃え切っていない燃料を2サイクルで抜かなければならない。

原発にとって燃料コストというのは非常に大きなものですので、長サイクル運転をやって稼働率は上がったけれども、かえって燃料の取り出し平均燃焼度は下がってしまった。生煮えの状態でも燃料を抜かなければならなくなったとなると、今度はかえってコストがかかる。だから、長サイクル運転と燃焼度上限の引き上げですとか、そういったものはセットでやらないと、実は効果が出てこない。

ただ、燃焼度上限は、今、六ヶ所再処理施設の受け入れ燃焼度の上限というのが、集合体平均で5万5,000と、55ギガワット・デイ・パー・トン（GWD/t）という形で決まっているので、にわかに燃焼度の引き上げの議論というのは、産業界にあるとは聞いていませんし、長サイクルを採用するとしたら、弾力的にやらなければならない。

さらに言えば、これは規制当局が心配することではないですけれども、一般に日本の場合は、御地元との関係があって、1年に1回定検をやった方がいいというのが事実です。2年に1回定検をやるといふようになると、ワークフォースを維持するのが難しくなるというのはあります。

それから、御関心があるだろう定検期間、1回の定検期間、時間をどうしていくかというのは、これはやはり検査制度の私たちの取組の中にも一つの観点としてあって、本当に重要なものに私たちの資源を集中して、きちんと見ていこうと。前にも少しお話ししましたけれども、機械というものは、ある一定の期間が来たから、ばらして点検というよりは、ある徴候があらわれたら、ふさわしい点検をするという方が正しく管理することができる。ですから、分解する必要のないものを毎回分解しているようなやり方を、

期間が来たから分解というような硬直的な運用をしていると、停止期間中が長くなってしまふということはあるかと思いますので、効率的な監視をするという観点で、その結果として定検期間が短くなるということはあるかもしれないけれども、私たちの関心はあくまで安全であって、停止期間を短くして稼働率を上げようということが私たちの直接の関心とはなり得ないというのは御理解いただいていると思います。

○記者 効率性と安全性は基本的には違うということ。

○更田委員長 両立するとは思うのです。より高い効率を目指そうとする努力は、多くの場合は、小さなミスや、小さな故障を防ごうとする努力と重なりますから、一般論から言えば、こういった機械を用いるような技術は、より高い効率で何かを生み出そうとする努力と、より高い安全を目指そうとする努力は全てにわたって矛盾するわけではなくて、むしろ多くの場合においては重なることが多い。

例を挙げますと、先ほどの長サイクル運転をやろうとすると、長い期間、十分もってくれる、性能のいい燃料、性能のいい被覆管の開発とか、これは、ある関心からしたら効率やコストを改善しようという試みですけれども、当然のことながら、そういった被覆管であるとか燃料は壊れにくいものになるので、安全の観点から言っても悪くない。安全と効率とがバッティングする例はもちろんありますけれども、そこが目立つけれども、実は効率を目指す努力と安全を目指す努力は重なる部分も十分に多くあると考えております。

○記者 そうすると、日本も米国にならうわけではないのですが、効率性と安全性を考えると、新検査制度導入も一部その役割を果たすかというところで、そういう方向に行く。

○更田委員長 結局、検査は事業者にとって迷惑なものになってしまうとうまくいかないのですね。彼らにとっても、その検査を受けることによって、不具合を避けられるとか、コストの観点から見ても利益があったらば、積極的な参加が得られるので、規制を行う場合は必ずしも、どちらかにとって利益で、どちらかにとって不利益という形ではなくて、平たい言葉で言えばウィンウィンの関係で実施することが一番いい結果を与えますので、そういった意味で新検査制度というのは私たちにとっても効率的であろうとするし、事業者にとっても効率的な検査を目指しているというのが一つの大きな眼目とするところです。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

今日の定例会合の中で、各プラントの審査状況の報告もあったと思うのですが、その中でも実用炉の審査で、特重に関してはちょっと遅れ気味なものもあるという言及もあります。一方で、島根や女川について一定の進展があるとか、審査対応に問題があるという言及もあったかと思えます。あと、今日は特に言及はありませんでしたが、柏崎刈羽についても、設置許可が出てから、工事計画については特に進展があるような記載に

はなっていなかったと思うのですが、東海第二にかなりこれまで集中して人員も割いてきたと思いますが、今日の審査の進捗など聞かれた上で、これから、特重も含めて、審査のリソースをどういうところに割いていくか、何かお考えが今日の時点で浮かんだり、考えていることがあれば、お伺いしたいと思います。

- 更田委員長 まず、審査の進捗に関して懸念を持っているところがあるとするれば、特定重大事故等対処施設の美浜の申請が遅かったこと、それから、大飯の申請が出てこない、そういった関西電力2サイトの特重施設については、申請が遅れば遅れるほど、その後、短い期間でやろうとすると、どうしてもリソースを食うところはあるので、私たちも、ここは懸念を持っています。ですので、速やかな申請や、速やかな審査のための準備を進めてほしいと思っています。

それから、御質問にあった東海第二に関しては、まず東海第二、その戦力を、今日の審査状況の説明にもあったように、今、進んでいたのは、BWRで言えば女川が進んでいて、そして島根が申請があったという状態なので、当面、どこへシフトしていくかといえ、ごくざっくり言えば、島根の2号機へシフトしていく形になるのだろうと思います。泊が、地震でなかなか進んできていませんでしたけれども、例えば、泊で新たに設ける防潮堤等の議論が始められるのかにもよりますけれども、泊は状況を整えば、一定の戦力を投入して、プラント側の審査を進めるだろうということになると思います。そんなにはっきりとした感触を持つような段階ではないですけれども、一般論から言えば、島根の2号機の審査が徐々に本格化していくということになるだろうと思います。

- 記者 そういう意味では、女川については、今日は審査対応の請求がありましたが、女川はそこがクリアできないと、集中するとは言えないような状況ということですか。
- 更田委員長 いや、女川もそれなりに密にやっていて、まだ申し上げるのは早いかもしれないけれども、東海第二から離れていったら、島根、女川が2つの大きなポイントになっていくだろうし、当然、女川の方が内容としては先行しているところがあるけれども、一方で、被災した部分での、特にオペフロの上のところの構造をどう考えるかという議論は、1年前からやっている議論ではあるのですけれども、そのあたりが進展するかどうかだろうと思っています。ですから、今の時点を見てみれば女川が前へ出ているけれども、先々の予測を持つような段階ではないです。

- 記者 そもそも論なのですけれども、東海第二の審査を見ていると、かなりの頻度で、圧倒的に東海第二に集中している感じに見えたのですが、今後も絞って特定のものをやりますよと決めるのか、もうそういう段階ではなく、順番にやっていくのですか。

- 更田委員長 それは場合によってはあるかもしれないです。場合によっては何かに集中するかもしれないというのはあるかもしれないのは、女川も島根も、例えば、プラント側でいったら序盤戦に当たるわけだけれども、これが中盤を越えて終盤に近づいてきたときに、ある論点の一つ集中できるとなったら、漫然と並列してやっているのではなくて、大きな問題について共通理解を得るための努力のために戦力を集中するというこ

とはあるだろうと思いますけれども、まだその段階ではないと思います。

- 記者 分かりました。あと、一緒にしていいのかどうかあれなのですが、柏崎刈羽は昨年の12月に設置許可が出てからの動きが、少なくとも表には見えていなかったのですが、現状、分かる範囲で、どういう状況にあるのか。
- 更田委員長 私もこれは明確に報告を受けていなくて、おそらく大きな進捗はないものだと思います。これはあくまでボールは申請者側にある話であって、申請者が工事計画の認可を急いでいないのか、あるいは準備を続けているのか、そういうことだと思います。
- 記者 審査のリソースという観点も含めてなのですが、申請が何らかあれば、特にほかと区別することなくやると。
- 更田委員長 一定のペースでやることになると思います。
- 記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかがございますか。では、イワマさんからどうぞ。

○記者 毎日新聞のイワマです。

大きく分けて2点、御質問があるのですが、まず1点目です。東海第二の延長認可の審査についてなのですが、原電から補正が出されまして、審議が本格化していると思います。ただ、今日の説明の段階ですと、まだ記載にミスがあるですとか、そうした話も聞こえてはいるのですが、今後、どう進めていくかを改めてお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 東二の延長に関しては、審査はおおむね済ませているような状況であって、これまでの審査内容がきちんと申請書に反映されているかどうかについて補正を求めて、その補正で、内容に整合しないような、矛盾を生じるような凡ミスがあって、それは指摘をして、それは速やかに修正をされて出てくる状態にあると思っています。判断をするまでにそれほど多くの時間がかかるとは考えていません。

○記者 委員会にかかる時期としては、やはり11月に入ってから、今月は来週しかないということですが、

○更田委員長 ごめんなさい、それは今、お答えするような材料を持っていないです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう一点、本日、進捗状況があった日本原燃の再処理工場についてですが、こちらも今月の5日でしょうか、原燃側からは最終補正という形で出されましたけれども、この後どうなるかというのがあると聞いていまして、今日も大分時間がかかるとおっしゃられておりました。委員長は、この前の会見のときに、最速だったら年内もあり得るかもとおっしゃっておられましたけれども、そのときから比べて、最速のパターンは正直外れているのではないかと思っているのですが、いま一度、御見解を。

○更田委員長 午前中の規制委員会で片岡審議官の説明を聞いておられて、私も多分、同

じ印象を持ったわけだけでも、審査チームは私が予想していたよりは十分慎重になっている面もあって、初めての審査であること、それから、面的に、施設の特徴から考えると、非常に膨大な量の確認を行っていることもあって、審査書を取りまとめて、最初のドラフトを取りまとめてというところまで、まだまだ時間がかかるという表現だった。一般に、これまでの審査の経験から言うと、ドラフト版の審査書ができてから、幹部間で共有されて、また委員が共有して、中身を吟味してとなると、必ずというわけではないけれども、多くの場合、1つや2つ、課題が出てきて、場合によってはもう一回審査会合をやったらどうだというケースもあるので、今日の審査チームの説明ぶりも踏まえて言うと、前回申し上げた最速のケースはもうほぼなくなったのかなと私は思っています。

○記者 そうすると、今の委員長の御見解としては、年明け以降というのが今の御認識ということでしょうか。

○更田委員長 そう思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、カワダさん、最後。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

先週お聞きした伊方の件なのですが、以後、いかがでしょうか。

○更田委員長 伊方のもの、読みました。まず、余り役に立たないかもしれないけれども、最初に浮かんだ感想は、我々技術屋や官僚が書いた文章も読みにくいけれども、法律関係者が書いた文章も読みにくいのだなど、毎回思いますけれども、改めて思った感想です。

内容に関わるもの、例えば、火山ガイドの内容に関わるようなものは争点そのものなので、ここで申し上げるのはふさわしくないと思っています。これは本件の訴訟だけではなくて、国が被告となる形での訴訟でも論点の一つとして上がっているケースもあるので、内容や、その解釈にかかわる部分については申し上げられるような感想はないと。

私たちが法律の専門の人の文章を見ると読みにくいと思うように、その逆も真なのだろうから、当然、文章というのは改善していかなければならないのだろうなと思いますけれども、改めて申し上げますと、火山ガイドに限らずガイド類というのは、こういった民訴や、ないしは国が被告となる形での訴訟とかといったものに影響を受けて改定をするようなものでは決してなくて、あくまで科学的・技術的な観点から改善が必要となったときに、これを改めるものだと思いますので、そういった意味で、申し訳ないけれども、内容や解釈そのものに関する感想は申し上げるべきではないと思うし、それから、ガイドとの関連で言えば、ガイドは訴訟にかかわりなく、改定の必要があれば改定していくというのが私たちの立場、これを改めて確認したところです。

○記者 そうすると、現時点で火山ガイドについては、改定なり、文言の修正も含めてですけれども、検討していないということでしょうか。

○更田委員長 一般に規制上の経験の浅いものだとか、不確かさの大きなものは、特段の検討をしているわけではないけれども、言いかえると常に検討しているのですよ。例えば、ポンプの検査をどうしますかとか、バルブの扱いをどうしますかというものに関して言ったら、別に原子力だけに限らず、工学的な蓄積がたくさんあるから、そういったものをどう見るかというガイドは割とこれでいいよなという形になるけれども、石渡委員がよくおっしゃるように、自然現象というのは、私たちがそれに対してある種の判断をするときに、非常に難しい材料であるので、特に地震・津波に関しては、規制というのは比較的経験を蓄積してきているけれども、それ以外の自然現象、特に言えば、火山だけではなくて、竜巻であるとかについては、まだまだ私たちは、一つには気象庁が判断するためのスケールが改定されたということも、この間、判断をしたところではありますけれども、火山であるとか、火山による降灰であるとか、それから、竜巻であるとか、こういったものに関して、今の時点で特別、特段の集中的な検討をしているわけではないけれども、基盤のグループも含めて、日常的というか、恒常的に検討を続けているというのは実際のところですよ。ですから、それが成案というか、アイデアがまとまったら、当然ガイドに反映していくことになるだろうと思います。

○記者 決定の内容に踏み込もうとはしていないのですけれども、今のガイドは不合理という指摘がありますけれども、不合理とは思いませんか。それとも合理的な内容だと考えていますか。

○更田委員長 不合理な内容だと思っていたら、とっくに変えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—